

2017年4月11日 森信茂樹：中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

小泉進次郎氏ら提言「こども保険」で考える“負担”の問題



3月29日、小泉進次郎氏を中心とする「自民党・2020年以降の経済財政構想小委員会（2017）」が、『「こども保険」の導入～世代間

公平のための新たなフレームワーク構築～』と題する提言（以下「提言」）を公表した。「子どもが必要な保育や教育を受けられないリスク

を社会全体で支える」ための仕組みとして、年金や医療、介護に続く新しい社会保険制度として導入しようというもの。増税や教育無償化

のための「教育国債」などに加えて、子育てや教育の財源をめぐって、新たな問題提起がされた形だ。

新たな保険料を徴収

児童手当に給付金上乘せ

「子ども保険」の内容は、「保険料率 0.2% (事業主 0.1%、勤労者 0.1%) の保険料を、事業者と勤労者から、厚生年金保険料に付加して徴収する。自営業者等の国民年金加入者には月 160 円の負担を求める。財源規模は約 3400 億円となり、小学校就学前の児童全員 (約 600 万人) に、現行の児童手当に加え、こども保険給付金として、月 5000 円 (年間で 6 万円) を上乘せ支給する」というものである。

少子化を放置すれば、経済の停滞、社会保障の持続可能性の崩壊につながる。また、十分に教育を受けられなかった人は、高所得の得られる仕事につけず、子どもにも十分な教育を受けさせられないという形で、格差の連鎖を生み出すことにつながっていく。

その意味では、こうした問題を正面から取り上げて、公的保険という制度で解決しようという「提言」は、自民党内で別途繰り広げられている、「教育国債 (赤字国債) で教育無償化を」という、負担を将来世代に先送りするだけの安直な議論と比べて、貴重な問題提起として評価したい。

もともと、子育てや幼児教育の財源を公的保険として構築するには、様々な乗り越えるべき課題もある。簡単には実現しそうにはないが、今後この議論を、建設的な国民負担の議論につなげる起爆剤とすることが「提言」の価値と評価できる。

だがさまざまな問題点があることは確かだ。

子育ての負担論議の起爆剤に

富裕高齢者も所得税で負担を

本稿では、負担論として、どのような問題があるのかを考えてみたい。

第1に少子化対策や幼児教育は、少子高齢化が急速に進む日本にとって最重要課題であるだけに、勤労世代だけに負担を負わせる

社会保険制度での対応ではなく、高齢世代にも負担を求める方法をとることがあるべき姿ではないか、という問題である。

有権者のなかで高齢者の割合が大きくなる中で、高齢者への負担増を避けようとするのは、今日まで続いてきた、高齢者の利害を優

先しがちなシルバー民主主義をなぞるもの、といわざるを得ないのではないか。

高齢者にも負担を求める方法としては、誰もが一律に負担する消費増税が思いつくが、所得の多い人がより多くの負担をする所得税で

の対応が重要である。具体的には、年金のほかにも所得がある高所得年金受給者への課税強化(公的年金等控除の縮小)、富裕高齢

者に多くが帰属する金融所得に重く課税することが考えられる。これらは、高所得・富裕高齢者に集中的に負担を求めるもので、高齢者

に社会保障の受益が偏りがちだという世代間・世代内の公平性を大きく向上させるというメリットがある。子育てをめぐる負担論議でもこ

の選択肢を放棄すべきではない。

子どもがいない世帯は

給付がないのに負担をするのか

第2に、保険制度、保険原理としての課題である。

提言を読むと、「(保険は)負担額と給付額が一致しているので、国民全体で見れば、全く負担増にならない。給付を前提に負担を求め

る点で、増税とは違う」と書かれているが、例えば子どもがいない世帯にも保険料の負担を負わせることが公的保険として妥当か、という

問題にぶち当たる。子どものいない世帯にとっては必ずしも「受益と負担」がバランスしているとは限らない。

加えて、現在の国民年金保険料負担の実態を見ると、自営業者（非正規雇用者も含む）は定額（月 1 万 6000 円強）となっており、高所得者ほど負担が軽くなるので、消費税より逆進性（低所得者により重い負担）が高い構造となっている。

厚生年金についても、高所得サラリーマンには負担の上限があり、所得水準がそこを超えると負担は相対的に下がっていくという逆進性が見て取れる。

このことは、保険制度では、所得の再分配に対してマイナスの影響を与えかねないという問題である。低所得の非正規雇用者の負担することも保険料で、豊かな正規雇用のサラリーマン家庭の子育てを支援する、という逆説的なことが生じうる。

もっとも、保険は本来はリスクをカバーすることが目的で、所得再分配はその機能ではない、ということかもしれない。そうであれば、所得格差の拡大が問題になっている現状では、所得再分配機能の強化（格差是正）も可能となる所得税方式の方が、メリットがあるということになる。

事業者の負担増加

非正規雇用を増やす恐れ

また現状でも、国民年金の 4 割が未納という保険の実態をどう認識するのか、という問題もある。「子ども保険」の保険料が上乗せされることで、低所得の人たちの未納をさらに増やすことにもなりかねない。

さらには、事業者にこれ以上の負担増を求めることは、事業コストの増加につながり、それを避けようとして低賃金の非正規雇用化への流れにつながりかねないということも留意点であろう。

これらの点については、「報告書」は以下のような比較表を掲載している。

こども保険・消費税・教育国債の比較			
	こども保険	消費税	教育国債
負担	勤労者と企業 → 高所得者や企業に応分の負担を求めることが出来る (逆進的ではない)	全ての国民 → 低所得者の負担が重い (逆進的である)	負担の先送り → 将来世代の負担が増える
使途	新たな財源を全額、子育て支援に回すことが出来る	消費税10%までは使途が決まっている	一般会計で管理する場合、子育て以外に使用される恐れ
納得感	給付と負担の関係が明確	社会保障目的財源とは言え、何に使われているか見えにくい	一般会計で管理する場合、何に使われているか見えにくい
経済・財政への影響	保険料率が低い限り、経済への影響は少ない 財政再建目標と整合的	負担増が目に見えるため、必ず消費に悪影響を及ぼす	国債発行が拡大するため、財政再建目標の実現が困難になる

8

自民党小委員会資料

[拡大画像表示](#)

表では、税方式としては消費税だけが掲載されているが、上述のように、所得税(公的年金等控除の縮小や金融所得への重課など)方

式も考えられることを付け加えておきたい。

このように、今回の自民党若手議員の「子ども保険」の提言には、今後、議論すべき論点が数多くあるが、「提言」を議論の起爆剤として、消費増税を含めたあるべき国民負担論、つまり、どの世代でどう負担していくかという国民的な議論に、建設的につながっていければ、望ましいといえよう。

その意味で、この「提言」は、問題提起として大事にしたいものである。

なお筆者は、[東京財団・税社会保障調査会](#)でもこの議論を経済学者と行っているので参照してもらいたい。

(中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員 森信茂樹)